

徳島県企業管理規程第十六号

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和三年十二月二十八日

徳島県企業局長 板 東 安 彦

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程の一部を改正する規程

徳島県企業局企業職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規程（昭和四十一年徳島県企業管理規程第二号）の一部を次のように改める。

別表第二の十二の二中「六日」の下に「（体外受精その他の局長が定める不妊治療を受ける場合にあつては、十日）」を加える。

附 則

この規程は、令和四年一月一日から施行する。